

総合地球環境学研究所組織運営規則

平成 16 年 9 月 14 日制 定

規則第 2 号

令和 6 年 4 月 8 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第 1 号。以下「規程」という。）第 24 条に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副所長)

第 2 条 規程第 24 条第 1 項の副所長は、企画調整担当及び研究担当として各 1 名ずつ置くものとし、所長が指名する教授をもって充てる。

2 副所長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。

3 補欠の副所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ所長が指名する副所長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(研究教育部)

第 3 条 規程第 24 条第 2 項で定める研究教育部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(プログラム研究部)

第 4 条 規程第 24 条第 3 項のプログラム研究部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(基盤研究部)

第 5 条 規程第 24 条第 4 項の基盤研究部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(IR 室)

第 6 条 規程第 24 条第 5 項の IR 室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(広報室)

第7条 規程第24条第6項の広報室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(管理部)

第8条 規程第24条第7項の管理部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究戦略会議)

第9条 研究所に、研究所に関する重要事項を審議するため、研究戦略会議を置く。

2 研究戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第10条 研究所に、研究所の研究教育に関する事項について審議するため、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(研究プログラム評価委員会)

第11条 研究所に、所長の求めに応じて、研究所の研究プログラム等に関して必要な事項を専門的に調査審議するため、研究所以外の国内外の研究者等によって組織される研究プログラム評価委員会を置く。

2 研究プログラム評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第12条 研究所に、研究所が自ら行う自己点検及び評価の検証を行うために、外部評価委員会を置く。

2 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第13条 研究所に、所長の求めに応じて、研究所の業務に関する特定事項を調査審議し、又は実施するため、委員会等を置くことができる。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問)

第14条 研究所に顧問を置くことができる。

2 顧問は、所長の諮問に応じて、研究所の運営に関する事項について意見を述べ、助言を行う。

3 顧問に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 9 月 14 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行し、改正後の第 1 条、第 2 条及び第 6 条第 2 項の規定並びに第 7 条第 1 項中准教授に係る部分の規定並びに第 8 条及び第 9 条を加える改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に副所長である者の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則の施行の際現にプログラム主幹である者の任期は、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 4 次に掲げる規則等は、廃止する。
 - 一 総合地球環境学研究所副所長の任期に関する規則（平成 19 年 4 月 24 日制定）
 - 二 総合地球環境学研究所プログラム主幹の任期について（平成 13 年 7 月 24 日所長裁定）

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後最初に任命する副所長の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 6 月 7 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。